

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業 一時金交付要綱

制 定 令和2年5月21日経商第252号（経済局長決裁）
最近改正 令和2年6月29日経商第935号（経済局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、商店街の地域コミュニティにおける重要な役割に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を大きく受ける市内商店会等が、今後も、市民の日常生活を支える身近な買い物の場として地域経済の活力を生み出し、地域の賑わいや交流の場を維持することを推進し、もって商店街の活性化に資するための一時金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 一時金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、横浜市商店街の活性化に関する条例（平成27年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）及び補助金規則に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。
- （1）正会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の正式な会員
 - （2）準会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の趣旨に賛同する会員
 - （3）賛助会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体を資金面で支援する会員

（交付対象者）

- 第3条 この要綱における交付対象者は、横浜市内における自ら定める区域内で、令和2年4月1日時点において、組織・整備され活動している商店会及び商店会に準ずる組織のうち、次の条件のいずれかを満たしているものとする。
- （1）一般社団法人横浜市商店街総連合会に加盟している商店会
 - （2）令和2年4月1日時点において組織され継続的に事業活動を実施している「商店会」及び「商店会に準ずる組織」で次の各号の全ての要件を満たしているもの
 - ア 一定の地域内で小売業、飲食業、サービス業等の事業者が集積・近接することで街区を構成していること。
 - イ 来街者（消費者）を対象とした経済活動を行っていること。
 - ウ 環境行動の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献に努める団体
- 2 前項第1号の商店会については、商店街活動の運営を主として担う事業者を交付対象者としてすることができる。（この場合において、当該事業者を以下「交付対象事業者」という。）

（交付対象外）

- 第4条 次の各号に掲げるものは、交付対象外とする。
- （1）前条第2号の団体のうち、商業ビルや地下街などを活動区域とするもの
 - （2）前条第2号の団体のうち、当該団体が存する区市全域を活動区域とするもの
 - （3）法令、条例、規則、要綱等に反する行為を行っている店舗を含む団体
 - （4）公序良俗に反する事業を営む店舗を含む団体
 - （5）暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
 - （6）暴力団（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - （7）法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある団体
 - （8）法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する団体
 - （9）その他市長が適当でないと認めるもの

（宣誓事項）

- 第5条 一時金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項の全てについて、第1号の「新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付申請書」（第1号様式。以下「交付申請書」という。）により宣誓しなければならない。

- (1) 第9条に規定する交付申請書及び同条各号の添付書類に虚偽のないこと。
- (2) 次条に規定する交付額は、複数の団体に加盟する店舗にあっては、既に他の団体の申請の算出根拠となっているものを含まずに算出すること。
- (3) 虚偽の申請内容や不正な手段により、一時金の交付を受けないこと。
- (4) 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、一時金の一部又は全部を返還すること。
- (5) 一時金は、第8条に規定する条件で活用すること。
- (6) 市長が一時金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力すること。

(交付額)

- 第6条 1 団体当たりの交付額は、団体の加盟店舗数に10万円を乗じた金額とする。ただし、第3条第2項に該当する交付対象事業者は、当該事業者と賃貸借契約をする店舗数に10万円を乗じた金額とする。
- 2 前項に定める加盟店舗は、申請時点において事業者として営業をしている団体の正会員とする。この場合において、新型コロナウイルスによる一時的休業は考慮しないこととする。
 - 3 団体の準会員及び賛助会員は、算出根拠としない。
 - 4 本条第2項の規定に基づく加盟店舗であっても、他の団体に重複して加盟しており、既にその団体の加盟店舗として交付決定の算出根拠とされているものは、いずれかの算出根拠から除外することとする。

(交付制限)

- 第7条 一の交付対象者が、この要綱に定める一時金の交付を受けることができる回数は1回とする。

(交付条件)

- 第8条 一時金は、当事業の趣旨に鑑み、交付対象者（交付対象事業者を含む。）に係る各店舗（加盟店舗に限らないものとする。以下同じ。）の事業継続に資する目的に活用するものとする。
- (1) 交付する一時金は、次のアからウまでに規定する用途のいずれかで活用すること（令和2年2月1日以降実施するものに限る。次項第1号において同じ。）。
 - ア 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金
 - イ 新型コロナウイルス感染症収束後のイベント等の来街誘客の事業資金
 - ウ 各店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金
 - (2) 交付する一時金は、法令、条例、規則、本要綱若しくはこれらに基づき市長が行った指示又は公序良俗に反する用途で利用しないこと。
 - (3) 一時金の活用予定事業を団体の総会等で決定していること。ただし、第3条第2項による交付対象事業者が申請する場合においては、この限りでない。
- 2 申請者は、前項第1号ウに規定する各店舗への給付を行う場合は、当該店舗が次の各号の条件を全て満たした上で一時金を活用するように明示・指導をすること。
- (1) 交付する一時金は、次の用途のいずれかで活用すること。
 - ア 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金
 - イ 新型コロナウイルス感染症収束後のイベント等の来街誘客の事業資金
 - (2) 交付する一時金は、法令、条例、規則、本要綱、若しくはこれらに基づき市長が行った指示又は公序良俗に反する用途で利用しないこと。
- 3 前2項の一時金は、交際費、慶弔費、懇親会費、その他同項の事業と直接関係しない視察・研修費・食糧費等には、利用しないこととする。
- 4 次条に定める交付申請は、原則として当該事業の実施前に行うものとする。ただし、市長が事業実施前に申請することが困難であると判断した場合は、申請時において事業実施済みのもの（令和2年2月1日以降に実施されたものに限る。）であっても補助対象とする。

(交付申請)

- 第9条 申請者は交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、令和2年7月31日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 一時金活用計画書（第1号様式の2）
 - (2) 加盟店舗名簿及び役員名簿の写し

- (3) 定款又は規約・会則の写し
- (4) 一時金の申請及び一時金の活用予定事業が承認された総会等の議事録の写し
- (5) 直近年度の団体の会計報告書の写し
- (6) 団体が定める区域を示す図面の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 第3条2項による交付対象事業者が申請者となる場合においては、商店街活動の運営を主として担っていることが分かる書類を提出することにより、前項第2号のうちの役員名簿の写し、同項第3号、第4号及び第5号の書類の提出を省略できることとする。

(交付決定)

第10条 市長は、交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、一時金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で一時金の交付を決定するものとする。

2 市長は、一時金を交付する決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

3 市長は、一時金を交付しない決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(一時金の請求・精算)

第11条 申請者は、前条第2項の交付決定通知後、一時金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金概算払い請求書（第4号様式。以下「請求書」という。）を、令和2年9月30日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受けた日から30日以内に、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第130条第3号の規定に基づき、概算払いにより一時金を交付するものとする。

3 前項の規定により概算払いを受けたものが、一時金利用後に残金が生じたときは、次条の実績報告により速やかに精算残額を報告し、当該額を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、一時金活用後、令和3年3月31日の報告期限までに新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金活用実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容などの必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

- (1) 一時金活用明細兼概算払金精算書（第5号様式の2）
- (2) 経費の支払いを証する書類の写し（領収書等の写し）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付額確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、一時金の交付額を確定する。

2 前項における一時金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された一時金交付決定額を上回らないものとする。

3 市長は、一時金の交付額を確定したときは、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付額確定通知書（第6号様式）により、交付対象者に対しその旨を通知する。

(事務の委託について)

第14条 市長は、次の各号に係る事務を、事業者に委託できるものとする。

- (1) 申請書・請求書等の受付
- (2) 申請内容の審査
- (3) 交付決定通知書の送付
- (4) その他、前各号の事項に係る事務

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合、市長は、既に交付した一時金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 本要綱に規定する内容に違反するとき。

(2) 虚偽の申請若しくは不正な手段により一時金の交付を受けたとき。

(3) その他、一時金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。

(4) その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき、又は一時金の返還が必要と認められる不正等の行為があるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、交付対象者に対し、その旨を通知する。

(一時金の返還)

第 16 条 市長は、前条の取り消しに関し、既に一時金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 前条の規定により、市長が一時金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、一時金の返還を命じたときは、交付対象者は一時金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、一時金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた一時金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた一時金等の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、一時金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第 1 項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(受給権の譲歩又は担保の禁止)

第 18 条 一時金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(請求権の取消し)

第 19 条 市長が定める請求期限までに請求が行われなかった場合、申請者が一時金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(関連書類の保存期間)

第 20 条 この要綱に規定する書類の保存期間は、5 年間とする。

(警察本部への確認)

第 21 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 10 条第 1 項の交付の決定を受けた者についての、第 4 条第 5 号から第 8 号までの該当の有無を、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(調査への協力)

第 22 条 市長は、交付対象者に対し調査及びアンケート等を行うときは、交付対象者に対して聴取、資料の提出等を求めることができる。

2 市長は、交付を受けた団体の名称、概要及び一時金の交付年度、金額、活用方法等について、公表できるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 23 条 申請者は、第 12 条に規定する実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により

一時金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した一時金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるものの他、一時金の交付に関して必要なものは経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による各様式については、当分の間適宜修正のうえ使用することができる。

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付申請書

（申請先）
横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名 印
(TEL)

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金の交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 一時金交付申請額

¥ _____ ・ ー

2 算出根拠となる加盟店舗数

_____ 店舗

3 添付書類

- (1) 一時金活用計画書（第1号様式の2）
- (2) 加盟店舗名簿及び役員名簿の写し
- (3) 定款又は規約・会則の写し
- (4) 一時金の申請及び一時金の活用予定事業が承認された総会等の議事録の写し
- (5) 直近年度の団体の会計報告書の写し
- (6) 団体が定める区域を示す図面の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

4 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- 交付額は、一の加盟店舗について複数の団体で重複して算出しない。
- 虚偽の申請内容や、不正な手段により、一時金の交付を受けない。
- 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、一時金の一部又は全部を返還する。
- 交付する一時金は、次の用途のいずれかで活用する。
 - ア 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金
 - イ 新型コロナウイルス感染症収束後のイベント等の来街誘客の事業資金
 - ウ 各店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金※ウの場合、各店舗に対して次の事項を明示・指導する。
 - (1) 交付する一時金は、衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金、又は収束後のイベント等の来街誘客の事業資金に活用すること。
 - (2) 交付する一時金は、法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する、又は公序良俗に反する用途で利用しないこと。
- 市長が一時金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。

一時金活用計画書

令和2年 月 日時点

団体概要・交付金額		
団体名称		
団体種別 (それぞれいずれか選択)	<input type="checkbox"/> 法人（ <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 振興組合 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 任意団体 一般社団法人横浜市商店街総連合会（市商連）に <input type="checkbox"/> 加盟 <input type="checkbox"/> 非加盟	
団体活動状況 (直近3か年) ○内容と時期を記載 ○活動内容が記載しきれない場合は、別紙で添付してください。	<経済活動>	
	<環境行動の推進事業、防犯・防災活動等>	
算出根拠となる加盟店舗数	交付金額	
_____店舗（A）	加盟店舗数（A）× 100,000 円 = _____ 円（B）	
<参考>		
その他店舗数 （準会員・賛助会員等）		_____店舗
_____店舗		_____店舗
_____店舗		

一時金の活用計画	
<input type="checkbox"/> ①事業の実施資金	_____ 円
<内容> <input type="checkbox"/> 衛生用品の購入費用 <input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー事業関連費用 <input type="checkbox"/> 商品券発行事業 <input type="checkbox"/> 施設整備事業 <input type="checkbox"/> 収束後のイベントや割引セールの実施	<時期>
<input type="checkbox"/> ②加盟店舗への給付（_____店舗対象）	_____ 円
<input type="checkbox"/> ③その他	_____ 円
<内容>	
合計	_____ 円（C）

(B) = (C)

※交際費、慶弔費、懇親会費、その他この事業と直接に関係しない視察・研修費・食糧費等は、対象としません。
 ※当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業 一時金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 一時金交付決定額

¥ _____ . -

2 算出根拠となる加盟店舗数

_____ 店舗

3 交付申請額と交付決定額が異なる場合の理由

4 一時金の交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して、30日以内に交付します。

5 交付条件

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当するときは、一時金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した一時金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 交付対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により一時金の交付を受けたとき。
 - ウ 一時金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき、又は一時金の返還が必要と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (2) この一時金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (3) 一時金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、一時金に係る関係諸表等の書類を整備、保管してください。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

第 年 月 日
号

団体名
代表者 様

横浜市長 印

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業
一時金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
TEL :
FAX :

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業
一時金概算払い請求書

(請求先)
横浜市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名 印
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定のありました新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金を請求します。
(横浜市予算、決算及び金銭会計規則第130条第3号に基づく概算払い金)

一時金交付請求額 円 . 一

一時金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀行 信用金庫		支店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※口座名義人には、申請団体名が含まれている必要があります。
(例) ○○商店会 会長 ○○○○

※ 請求者（団体名・役職名・代表者氏名）と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

一時金については、上記口座に振り込んでください。

団体等名称 _____

代表者役職名 _____

代表者氏名 _____ 印

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業

一時金活用実績報告書

（申請先）

横 浜 市 長

申請者 千

住 所

団 体 名

役 職 名

代表者氏名

印

（TEL _____）

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金の活用実績について、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、報告します。

1 交付確定申請額

¥ _____ . -

2 添付書類

- （1）一時金活用明細兼概算払金精算書（第5号様式の2）
- （2）経費の支払いを証する書類の写し（領収書等の写し）
- （3）その他、市長が必要と認める書類

一時金活用明細兼概算払金精算書

団 体 名 称	
---------	--

一時金受領額	
加盟店舗数 _____ 店舗 × 100,000 円 =	一時金受領額 _____ 円 (A)
(一時金受領日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)	

活用実績	
① 事業の実施資金合計	((1) ~ (5) の合計金額) _____ 円
(1) 衛生用品の購入費用	_____ 円
(2) テイクアウト・デリバリー事業関連費用	_____ 円
(3) 商品券発行費用	_____ 円
(4) 施設整備費用	_____ 円
(5) 収束後のイベントや割引セールの実施費用	_____ 円
<事業の実施内容> ※イベントのタイトルや概要、購入・工事内容の詳細を記載	
② 店舗への給付 (_____ 店舗対象)	_____ 円
<店舗への使途の明示・指導方法>	
<input type="checkbox"/> 一覧確認表に記載 <input type="checkbox"/> 会報等の広報物で案内 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
③ その他の利用用途	_____ 円
<その他の内容>	
合計 (交付確定申請額)	_____ 円 (B)

差引残額	
一時金受領額 (A) - 交付確定申請額 (B) =	差引残額 _____ 円

上記の通り、概算払金を精算します。

※交際費、慶弔費、懇親会費、その他この事業と直接に関係しない視察・研修費・食糧費等は、対象としません。

※当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業

一時金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金については、次の条件を付して交付額を確定しましたので通知します。

1 一時金交付確定額

¥ _____ . -

交付条件

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当するときは、一時金交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、既に交付した一時金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 交付対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により一時金の交付を受けたとき。
 - ウ 一時金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき、又は一時金の返還が必要と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (2) この一時金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (3) 一時金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、一時金に係る関係書類を整備、保管してください。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。

担 当 :
TEL :
FAX :

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長 印

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業
一時金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金については、次の理由により交付決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当：
TEL：
FAX：

年 月 日

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業

消費税仕入控除税額報告書

(提出先)

横浜市 長

報告者 氏

住 所

団体名等

役 職 等

フリガナ

代表者氏名

印

(TEL :)

年 月 日 第 号により交付額確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業について、下記のとおり報告します。

(単位：円)

1	一時金の額 (一時金付額確定通知書の金額)	
2	一時金の確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う一時金に 係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	一時金返還相当額 (B - A)	